

「ポストコロナ」時代におけるテレワークの在り方検討タスクフォース 開催要綱

1 目的

本会合は、「「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会ワーキンググループ」（以下「WG」という。）の下、「ポストコロナ」時代におけるテレワークに関し、目指すべき「日本型テレワーク」の在り方の再整理を行うとともに、テレワークの導入・定着に向けた ICT を活用した課題の解決方法等について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本会合は、「「ポストコロナ」時代におけるテレワークの在り方検討タスクフォース」と称する。

3 検討事項

- (1) 目指すべき「日本型テレワーク」の在り方
- (2) テレワークの導入・定着に向けた課題の解決方法
- (3) 企業・団体の内発的取組を促すための仕組み
- (4) 既存施策の評価及び当該評価を踏まえた施策の実施方針・目標
- (5) その他テレワークに関する事項

4 構成及び運営

- (1) 本会合の主査は、WGの主査が指名する。本会合の構成員は、主査が指名する。
- (2) 主査は本会合を招集し、主宰する。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (4) 主査は、必要に応じて、必要と認める者を本会合の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本会合を招集し、主宰する。
- (7) その他、本会合の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本会合は、原則として、公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本会合で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本会合の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課が行うものとする。

以 上

(参考)

「ポストコロナ」時代におけるテレワークの在り方検討タスクフォース
構成員一覧

(五十音順)

No.	氏名	所属・役職
1	こうだ あきこ 上田 彰子	ゴールドマン・サックス証券株式会社 取締役社長室長兼人事部長
2	こばやし ゆうじ 小林 祐児	株式会社パーソル総合研究所シンクタンク本部 リサーチ部上席主任研究員
3	しまだ ゆか 島田 由香	ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社 取締役人事総務本部長【主査】
4	たざわ ゆり 田澤 由利	株式会社テレワークマネジメント代表取締役
5	たみや かずお 田宮 一夫	一般社団法人日本テレワーク協会専務理事
6	つる こうたろう 鶴 光太郎	慶應義塾大学大学院商学研究科教授
7	ながしま しゅういち 長嶋 収一	東京商工会議所中小企業部 副部長・IT活用推進担当課長
8	なかじま やすゆき 中島 康之	社会保険労務士法人 NSR 代表